

株 主 各 位

証券コード 7928

2025年11月10日

愛知県碧南市港南町二丁目8番地14

旭化学工業株式会社

取締役社長 杉 浦 武

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.asahikagakukogyo.co.jp/ir/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも記載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県碧南市源氏神明町90番地
碧南商工会議所（2階大ホール）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第59期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 郵送による議決権行使の場合は、議決権行使書用紙に賛・否をご表示いただき、2025年11月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合は、後記4ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2025年11月26日（水曜日）午後5時までに行使ください。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年11月27日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年11月26日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年11月26日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX股

XXXX年XX月XX日

議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

見本

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

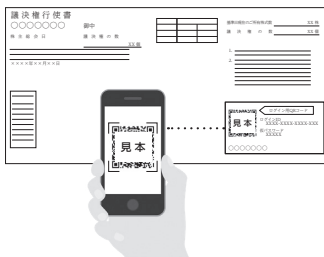
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

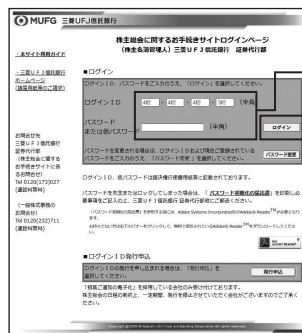


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の収益改善、企業の賃上げによる個人の所得環境の改善などにより回復基調にある一方で、長引く物価上昇や米国の関税措置の影響もあり先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、主な販売先であります電動工具業界からの受注は、3カ国共に増加しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、83億59百万円（前期比0.2%増）となりました。営業損失45百万円（前期は営業利益37百万円）、経常利益は1億13百万円（同37.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は47百万円（同49.7%減）となりました。

品目別売上高につきましては、電動工具成形品は、前期比8.1%増の51億36百万円となりました。自動車部品成形品は、前期比2.4%減の26億81百万円となりました。樹脂金型は前期比47.9%減の3億48百万円、自社製品であります建築用資材は前期比3.1%増の69百万円、その他成形品は前期比17.4%増の1億25百万円となりました。

企業集団の品目別売上高は次のとおりであります。

品 目	第 58 期 (2024年8月期)		第 59 期 (2025年8月期)	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
	千円	%	千円	%
電 動 工 具 成 形 品	4,751,184	57.0	5,136,035	61.4
自 動 車 部 品 成 形 品	2,747,117	32.9	2,681,088	32.1
樹 脂 金 型	668,398	8.0	348,435	4.2
自 社 製 品	67,057	0.8	69,150	0.8
そ の 他 成 形 品	106,578	1.3	125,134	1.5
合 計	8,340,336	100.0	8,359,845	100.0

当社の品目別売上高は次のとおりであります。

品 目	第 58 期 (2024年8月期)		第 59 期 (2025年8月期)	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
	千円	%	千円	%
電 動 工 具 成 形 品	855,400	23.8	1,014,351	28.2
自 動 車 部 品 成 形 品	2,508,482	69.8	2,395,636	66.6
樹 脂 金 型	112,985	3.1	69,011	1.9
自 社 製 品	67,057	1.9	69,150	1.9
そ の 他 成 形 品	49,701	1.4	47,755	1.4
合 計	3,593,626	100.0	3,595,905	100.0

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は総額 6 億44百万円であります。そのうち主なものは、日本工場における成形機、省人化設備、中国工場におけるマシニングセンター、タイ工場における成形機の購入であります。

③資金調達の状況

特記事項はありません。

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第56期 (2022年 8 月期)	第57期 (2023年 8 月期)	第58期 (2024年 8 月期)	第59期 (当連結会計年度) (2025年 8 月期)
売 上 高 (千円)	10,720,941	8,663,297	8,340,336	8,359,845
経 常 利 益 (千円)	662,154	279,907	182,575	113,384
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	389,477	23,000	93,766	47,133
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	121.24	7.35	29.98	15.07
総 資 産 (千円)	6,846,605	6,437,123	6,954,439	6,678,137
純 資 産 (千円)	5,259,099	5,145,798	5,534,267	5,290,968
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,681.42	1,645.20	1,769.40	1,691.61

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1 株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除した株式数を用いております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
旭日塑料制品(昆山)有限公司	6,245千U S ドル	100.0%	プラスチック製品の製造 樹脂成形用金型の設計製作
Asahi Plus Co.,Ltd.	610,000千タイバーツ	100.0%	プラスチック製品の製造 樹脂成形用金型の設計製作

(4) 対処すべき課題

世界経済不安の中、日本国内では止まらない人件費や物流費の高騰、慢性的な人手不足の状況が継続しております。このような状況の中で当社は一層の省力化、高効率化を含めた生産性の向上、省電力設備への更新、廃棄ロスの少ない生産方法などを社内で検討し、最新設備の更新も視野に入れ取り組んでまいります。前期から取り入れましたが、カメラで製品を撮影し不具合を検知することのできる設備も順調に稼働し、不具合の流出阻止に寄与しておりますが、今後は更に複雑な不具合の検出もできるように工夫し、不具合品の流出防止に努めてまいります。

プラスチック製品を生産する当社の使命として、廃棄するプラスチックの削減や再利用にも力を入れております。現段階での目標は削減になっておりますが、いずれは削減から廃棄を限りなくゼロに近づけられることが望ましいと考えております。そのために廃棄予定の材料を使った建築資材の開発や、建築資材以外の分野でも廃棄予定の樹脂材料を生かすことができないか研究してまいります。

最後になりますが、現段階では研究施設として継続しております植物工場ですが、様々な野菜を育て研究しております。どの野菜であっても、ほぼ無菌の状態で育てられるので、洗わずにすぐに召し上がっていただける状態での販売ができますので、手間をかけずにおいしく安全に召し上がっていただくことができると自負しております。現段階では研究施設となっておりますので量産できませんが、安心安全な食材を今後は提供できるようにし、そしてできるだけ早い段階で量産設備の建設に取り組んでまいりますので、今後ともステークホルダーの皆様からの応援をよろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容(2025年8月31日現在)

当社グループは、電動工具及び自動車部品等の樹脂成形、電動工具の組付、樹脂金型の設計製作、並びに自社製品である建築用資材の製造販売を事業としております。

(6) 主要な営業所等(2025年8月31日現在)

本 社 工 場 愛知県碧南市港南町二丁目8番地14

本 社 事 務 部 門 愛知県安城市城ヶ入町広見133番地3
及 び 安 城 工 場

旭 日 塑 料 制 品 中華人民共和国江蘇省昆山市
(昆 山) 有 限 公 司

Asahi Plus Co.,Ltd. タイ王国ラヨーン県

(7) 使用人の状況(2025年8月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プラスチック事業 (全社共通)	477名	5名減

(注) 1. 当社及び連結子会社は、プラスチック事業の単一事業分野において営業を行っており、単一事業部門で組織されているため、使用人数は全社共通としております。

2. 使用人数は従業員数であり、嘱託12名、パート10名を含んでおります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
156名	1名増	40.82歳	11.23年

(注) 使用人数は従業員数であり、嘱託12名、パート10名を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年8月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年8月31日現在）

- ①発行可能株式総数 12,720,000株
- ②発行済株式の総数 3,896,000株
- ③株主数 6,439名
- ④大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
杉 浦 武	446	14.3
杉 浦 求	296	9.5
旭 化 学 工 業 取 引 先 持 株 会	222	7.1
株 式 会 社 三 幸 商 会	151	4.9
岡 崎 信 用 金 庫	110	3.5
株 式 会 社 マ キ タ	77	2.5
碧 南 小 型 運 送 株 式 会 社	50	1.6
A S G J a p a n 株 式 会 社	42	1.4
細 川 陽 介	39	1.3
帝 人 株 式 会 社	33	1.1

- (注) 1. 当社は、自己株式を768千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況（2025年8月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	杉 浦 武	旭 日 塑 料 制 品 (昆 山) 有 限 公 司 董 事 長
常 務 取 締 役	岡 野 篤	営 業 本 部 長
取 締 役	手 島 淳	旭 日 塑 料 制 品 (昆 山) 有 限 公 司 総 経 理
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	本 田 信 行	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 島 正 志	小 島 正 志 税 理 士 事 務 所 所 長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	異 相 武 大	異 相 ・ 村 瀬 法 律 事 務 所 所 長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）本田信行氏及び異相武大氏並びに小島正志氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）小島正志氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）本田信行氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社監査等委員会の監査・監督機能をより一層強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）本田信行氏及び異相武大氏並びに小島正志氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 取締役（監査等委員）鈴木哲男氏は2024年11月28日をもって辞任しております。
7. 本田信行氏は2024年11月28日付で監査等委員である社外取締役に就任しております。

②役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

③取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬等については、当社および当社グループの企業業績と株主価値の持続的な向上に資することを基本とし、職責に充分見合う報酬水準及び報酬体系となるように定める。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は固定報酬である基本報酬と役員賞与で構成する。

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみで構成する。監査等委員である取締役の個人別の報酬の額は、監査等委員の協議により決定する。

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬（固定報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、各取締役の役位に応じて他社水準、当社の業績等を考慮したうえで決定する。

ウ. 固定報酬等、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬のみとする。

- エ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額についての決定に関する事項
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うことに最も適していることから、代表取締役社長に一任する。代表取締役社長は各取締役の基本報酬の額及び各取締役の個別の管掌する事業領域の業績を踏まえた賞与の額を決定する。監査等委員である取締役は、決定の方法及び内容を精査し、不合理な点がある場合、取締役会に報告するものとする。

④当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	53,060	53,060	－	－	3
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5,900 (5,900)	5,900 (5,900)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合 計 （うち社外役員）	58,960 (5,900)	58,960 (5,900)	－ (－)	－ (－)	7 (4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年11月26日開催の第49期定時株主総会において年額1億5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）は3名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年11月26日開催の第49期定時株主総会において年額2千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員は3名です。
3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額
 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3名 5,000千円
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額
 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3名 3,120千円

⑤社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

- ・取締役（監査等委員）異相武大氏が所長である異相・村瀬法律事務所は、当社の顧問弁護士事務所であります。
- ・取締役（監査等委員）小島正志氏が所長である小島正志税理士事務所は、当社の顧問税理士事務所であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（常勤監査等委員） 鈴木 哲 男	鈴木氏は2024年11月28日付けで辞任するまでに開催した取締役会、監査等委員会のすべてに出席しております。 辞任するまでに開催した当事業年度の取締役会（4回開催）に4回（出席率100%）出席しております。監査等委員会（3回開催）に3回（出席率100%）出席しております。 部長会議等の主要な会議に毎回出席しております。 主な活動内容としては、豊富な経験と幅広い知識に基づき各種助言、提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たすとともに、各監査等委員の認識共有を図り、監査等委員会における監査全体のまとめ役として役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 異 相 武 大	当事業年度開催の取締役会（年17回開催）に13回（出席率76.47%）出席しております。監査等委員会（年10回開催）に10回（出席率100%）出席しております。 主な活動内容としては、当社の期待する弁護士としての専門的見地から、各種助言、提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 小 島 正 志	当事業年度開催の取締役会（年17回開催）に13回（出席率76.47%）出席しております。監査等委員会（年10回開催）に10回（出席率100%）出席しております。 主な活動内容としては、当社の期待する税理士としての専門的見地から、各種助言、提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（常勤監査等委員） 本 田 信 行	本田氏は2024年11月28日就任以降に開催した取締役会、監査等委員会のすべてに出席しております。 就任以後に開催した当事業年度の取締役会（13回開催）に13回（出席率100.0%）出席しております。監査等委員会（7回開催）に7回（出席率100%）出席しております。 主な活動内容としては、豊富な経験と幅広い知識に基づき各種助言、提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たすとともに、各監査等委員の認識共有を図り、監査等委員会における監査全体のまとめ役として役割を果たしております。

⑥責任限定契約に関する事項

当社は、定款第33条の規定に基づき、取締役（監査等委員）本田信行氏、小島正志氏及び異相武大氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該責任限定契約の概要は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度額とするものであります。

(4) 会計監査人の状況

①名称

太陽有限責任監査法人

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算書類等の監査

当社の重要な子会社（旭日塑料制品（昆山）有限公司及びAsahi Plus Co.,Ltd.）においては、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、業務執行が適法、適切かつ健全に行われるために、内部統制システムの構築と、法令及び定款を遵守する体制を確立しております。

また、取締役は社内規程に基づいて業務を執行すると共に取締役会を通じて他の取締役の業務執行状況を相互に監視、監督することで法令遵守に関する牽制機能を強化しております。

当社では、取締役は、社内における法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告すると共に、取締役会に報告する体制を整えております。

また、監査等委員会は、社内の法令遵守体制に問題があると判断したときは、取締役会において意見を述べ、改善を促す体制を整えております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書は社内規程に従い保管し、常時閲覧可能な状態にしております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係るリスクについては取締役会及び部長会議にて管理する体制を整えております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回以上開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに業務執行に関する監督の意思決定を行っております。

また、その決定事項は直ちに、職務権限規程に基づきそれぞれの責任部署において業務執行する体制を整えております。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社から定期的に業務執行に関する報告を受けると共に定期的な監査を実施する体制を整えております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、業務執行に係るリスクについては最低月1回開催される取締役会及び部長会議並びにスタッフ会議にて管理する体制を整えております。

ハ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社は、取締役会を月1回以上開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに業務執行に関する監督の意思決定を行っております。

また、その決定事項は直ちに、職務権限規程に基づきそれぞれの責任部署において業務執行する体制を整えております。

二、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、業務執行が適法、適切かつ健全に行われるために、内部統制システムの構築を行っております。取締役等の職務執行については、取締役会を通じて他の取締役の業務執行状況を監視、監督することで法令遵守する体制を確立しております。

また、使用人の職務の執行につきましては、社内における法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を取締役が発見した場合は、直ちに取締役会に報告し、改善を促す体制を整えております。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査等委員会の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助する使用人を選任します。また選任された使用人は、監査等委員会の命令に関して取締役会等の指揮命令は受けないこととしております。

⑦取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、監査等委員会の求めに応じ、いつでも報告する体制を整えております。

⑧前号の報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は「内部通報制度」に従い、報告をしたことを理由に不利益な取扱いをしない体制を整えております。

⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行に関して費用の前払等を請求したときは、当該費用等が職務執行に必要なと認められる場合を除き、当該費用等を負担し、速やかに処理することとしております。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社では、監査等委員会は常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名の合計3名（いずれも社外取締役）で構成され、各監査等委員は取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対して厳格な監査を行い、必要に応じて取締役にその説明を求め、意見を述べる体制を整えております。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

総務部は、財務報告の信頼性を確保し、内部統制報告書の提出をより有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し運用する体制を構築しております。

⑫反社会的勢力に対する体制

- イ．当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を持たない方針であります。
- ロ．反社会的勢力に対しては、総務部を窓口とし、必要に応じて所轄警察署、顧問弁護士と連携し対応することとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、全従業員参加の全体朝礼を実施しました。また、部長会議その他重要な会議を通じて啓蒙活動を実施しました。

②リスク管理体制

リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制の強化を実施しました。

③財務報告に係る内部統制

「内部監査計画書」に基づき、当社及びグループ会社の内部統制評価を実施しました。

4. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,157,478	流 動 負 債	1,196,669
現 金 及 び 預 金	1,596,243	買 掛 金	771,251
受取手形及び売掛金	869,156	短 期 借 入 金	120,000
商 品 及 び 製 品	177,337	未 払 法 人 税 等	23,470
仕 掛 品	193,799	賞 与 引 当 金	46,744
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	153,909	役 員 賞 与 引 当 金	5,000
そ の 他	167,031	そ の 他	230,203
固 定 資 産	3,520,659	固 定 負 債	190,499
有 形 固 定 資 産	2,593,491	繰 延 税 金 負 債	122,758
建 物 及 び 構 築 物	465,824	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	53,266
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	990,403	退 職 給 付 に 係 る 負 債	14,475
土 地	919,659	負 債 合 計	1,387,168
そ の 他	217,603	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	40,076	株 主 資 本	4,152,341
投資その他の資産	887,091	資 本 金	671,787
投 資 有 価 証 券	224,952	資 本 剰 余 金	729,938
繰 延 税 金 資 産	339	利 益 剰 余 金	3,120,589
長 期 預 金	604,911	自 己 株 式	△369,973
そ の 他	59,947	その他の包括利益累計額	1,138,627
貸 倒 引 当 金	△3,059	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	31,048
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,107,578
資 産 合 計	6,678,137	純 資 産 合 計	5,290,968
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,678,137

連結損益計算書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			8,359,845
売上原価			7,566,313
売上総利益			793,531
販売費及び一般管理費			839,129
営業損失			△45,597
営業外収益			
受取利息	61,308		
受取配当金	2,112		
補助金収入	50,705		
為替差益	39,074		
その他	6,836		160,036
営業外費用			
支払利息	832		
雑損	221		1,054
経常利益			113,384
特別利益			
固定資産売却益	222		
ゴルフ会員権売却益	1,110		
投資有価証券売却益	5,344		6,677
特別損失			
固定資産売却損	976		
固定資産除却損	1,474		2,451
税金等調整前当期純利益			117,610
法人税、住民税及び事業税	73,269		
法人税等調整額	△2,791		70,477
当期純利益			47,133
親会社株主に帰属する当期純利益			47,133

連結株主資本等変動計算書

（ 2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	671,787	729,938	3,110,989	△369,973	4,142,741
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△37,533		△37,533
親会社株主に帰属 する当期純利益			47,133		47,133
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	9,600	－	9,600
当 期 末 残 高	671,787	729,938	3,120,589	△369,973	4,152,341

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	32,649	1,358,876	1,391,525	5,534,267
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△37,533
親会社株主に帰属 する当期純利益				47,133
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,601	△251,297	△252,898	△252,898
当 期 変 動 額 合 計	△1,601	△251,297	△252,898	△243,298
当 期 末 残 高	31,048	1,107,578	1,138,627	5,290,968

貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,024,363	流動負債	519,255
現金及び預金	394,071	買掛金	213,598
受取手形	4,924	短期借入金	120,000
電子記録債権	13,363	未払費用	115,703
売掛金	360,114	未払法人税等	4,398
製品	73,360	預り金	17,946
仕掛品	102,013	賞与引当金	18,000
原材料	44,222	役員賞与引当金	5,000
前払費用	3,441	設備関係未払金	24,154
未収消費税	25,134	その他	454
未収収益	2,418	固定負債	67,215
その他	1,297	繰延税金負債	13,949
固定資産	3,153,892	役員退職慰労引当金	53,266
有形固定資産	1,763,189	負債合計	586,470
建物	384,119	(純資産の部)	
構築物	12,969	株主資本	3,560,736
機械装置	445,408	資本金	671,787
車両運搬具	17,008	資本剰余金	729,938
工具器具備品	185,100	資本準備金	717,689
土地	718,582	その他資本剰余金	12,248
無形固定資産	7,998	利益剰余金	2,528,985
投資その他の資産	1,382,705	利益準備金	56,150
投資有価証券	224,952	その他利益剰余金	2,472,835
出資金	320	別途積立金	1,000,000
関係会社出資金	1,108,433	繰越利益剰余金	1,472,835
会員権等	1,400	自己株式	△369,973
保険積立金	45,103	評価・換算差額等	31,048
その他	5,555	その他有価証券評価差額金	31,048
貸倒引当金	△3,059	純資産合計	3,591,785
資産合計	4,178,256	負債及び純資産合計	4,178,256

損 益 計 算 書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,595,905
売 上 原 価		3,322,493
売 上 総 利 益		273,411
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		513,410
営 業 損 失		△239,998
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24,353	
受 取 配 当 金	107,833	
補 助 金 収 入	44,898	
為 替 差 益	22,854	
そ の 他	1,487	201,427
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	832	832
経 常 損 失		△39,403
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	218	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5,344	5,562
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,227	1,227
税 引 前 当 期 純 損 失		△35,067
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	14,877	14,877
当 期 純 損 失		△49,945

株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	671,787	717,689	12,248	729,938	56,150	1,000,000	1,560,313	2,616,463	△369,973	3,648,215
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△37,533	△37,533		△37,533
当 期 純 損 失							△49,945	△49,945		△49,945
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△87,478	△87,478	－	△87,478
当 期 末 残 高	671,787	717,689	12,248	729,938	56,150	1,000,000	1,472,835	2,528,985	△369,973	3,560,736

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	32,649	32,649	3,680,865
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△37,533
当 期 純 損 失			△49,945
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)	△1,601	△1,601	△1,601
当期変動額合計	△1,601	△1,601	△89,079
当 期 末 残 高	31,048	31,048	3,591,785

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月21日

旭化学工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 児 玉 秀 康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 本 田 一 暁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、旭化学工業株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月21日

旭化学工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 児 玉 秀 康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 本 田 一 暁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭化学工業株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月27日

旭化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 本 田 信 行 ㊞

監 査 等 委 員 小 島 正 志 ㊞

監 査 等 委 員 異 相 武 大 ㊞

(注) 監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的な配当の継続を基本に、年間配当金10円を下限とし、連結配当性向30%以上を目標として、業績及び財務体質の強化等を総合的に勘案して配当を決定することを基本方針としております。

第59期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及び総額

当社普通株式1株につき5円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は15,638,855円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年11月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	すぎ うら たけし 杉 浦 武 (1967年6月14日生)	1991年4月 当社入社 1997年11月 当社取締役 2002年11月 当社常務取締役 2010年11月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 旭日塑料制品（昆山）有限公司 董事長	446,307株
2	おか の あつし 岡 野 篤 (1963年4月26日生)	1986年3月 当社入社 2002年11月 当社取締役営業部長 2014年11月 当社常務取締役 2016年6月 当社常務取締役営業本部長（現任）	8,000株
3	て しま あつし 手 島 淳 (1968年10月5日生)	1987年3月 当社入社 2015年11月 当社取締役製造部部长 2015年12月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 旭日塑料制品（昆山）有限公司 總經理	3,000株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	ほん だ のぶ ゆき 本 田 信 行 (1963年10月19日生)	1982年3月 岡崎信用金庫入庫 2012年1月 岡崎信用金庫三河安城支店長 2013年7月 岡崎信用金庫熱田支店長 2018年4月 岡崎信用金庫平坂支店長 2024年2月 岡崎信用金庫人事部担当課長 2024年4月 岡崎信用金庫退職 2024年11月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）	100株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	本田信行氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、金融機関での業務経験が豊富であり幅広い見識を有しておられることから社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の本総会終結時の社外取締役在任期間は、1年であります。	
2	こ じま まさ し 小 島 正 志 (1967年2月7日生)	1995年4月 小島税理士事務所入所 2013年9月 税理士登録 2014年7月 小島正志税理士事務所所長（現任） 2015年11月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 小島正志税理士事務所所長	2,000株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	小島正志氏は、税理士として財務、会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の本総会終結時の社外取締役在任期間は、10年であります。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	い そう たけ ひろ 異 相 武 大 (1979年5月10日生)	2015年12月 弁護士登録 2019年1月 異相・村瀬法律事務所入所 2024年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年1月 異相・村瀬法律事務所所長（現任） （重要な兼職の状況） 異相・村瀬法律事務所所長	300株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	異相武大氏は、弁護士として法律に精通しており、法務全般に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の本総会終結時の社外取締役在任期間は、1年であります。	

- （注） 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役（監査等委員）本田信行氏、小島正志氏及び異相武大氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- なお、3氏の再任が承認された場合には、3氏との当該契約を継続する予定であります。
3. 本田信行氏、小島正志氏及び異相武大氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、本田信行氏、小島正志氏及び異相武大氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

〈ご参考〉各候補者スキルマトリックス一覧表

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の各取締役が有する専門性は以下のとおりとなります。

	当社における 地位(予定)	候補者が有する専門性								
		企業経営	海外経験	営業・販売	開発	製造・品質	サステナ ビリティ	IT/DX	財務・会計	法務
杉浦 武	代表取締役 社長	●	●	●	●	●	●	●		
岡野 篤	常務取締役	●	●	●	●	●	●			
手島 淳	取締役	●	●	●	●	●	●			
本田 信行	取締役 (常勤監査等 委員)	●							●	
小島 正志	取締役 (監査等委員)	●							●	
異相 武大	取締役 (監査等委員)	●								●

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年11月26日開催の第49期定時株主総会において、年額1億5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、上記当社の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として設定したいと存じます。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（社外取締役0名）であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（社外取締役0名）となります。

当社の対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数年50,000株以内を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数

の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 本割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。）。。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由等により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再

編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の一部の使用人に対し、割り当てる予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県碧南市源氏神明町90番地
碧南商工会議所（2階大ホール）

電 話 0566（41）1100

交通機関 名鉄三河線「碧南中央駅」下車 徒歩15分

